

令和5年度千代台公園野球場フェンス広告主募集要項

千代台公園野球場における令和5年度の内野フェンスの広告掲出の募集に関し、必要な事項は以下のとおりです。

1 広告枠について

広告媒体	【新規】内野フェンス
広告掲出料	1箇所 30,000円
広告期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日の1年間（年度更新 継続可）
野球場の開場期間	令和5年5月1日から令和5年10月31日まで
掲出箇所数	1箇所
サイズ	高さ 1.4m × 幅 6.0m
広告の色	緑地に白色1色
その他	広告の書き込み作業・劣化による塗り直し等の費用については使用者の負担となります。 また、使用者の都合により継続できなくなったときの消込作業の費用についても使用者の負担となります。

2 応募方法について

下記提出書類を生涯学習部スポーツ振興課へ提出してください。

提出書類	1. 広告掲出応募申請書 2. 広告掲出内容の見本 3. 法人は登記簿謄本、個人は営業証明書
募集期間	令和5年2月27日(月)から令和5年3月10日(金)
申し込み・問合せ先	〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市教育委員会 生涯学習部スポーツ振興課(本庁舎5階) TEL: 0138-21-3475 E-mail: sports@city.hakodate.hokkaido.jp
関連規定	「函館市都市公園条例」「千代台公園野球場広告掲出取扱要項」 「函館市広告掲載要綱」「函館市広告掲載基準」 ※ スポーツ振興課のホームページでご確認ください (https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/sports/)

3 決定について

決定方法	提出書類の審査をしたうえで決定します。
決定通知	決定次第、広告掲出許可書を送付します。

4 広告掲出料(使用料)の納入について

- ・4月に送付する納入通知書により、使用料を納入していただきます。
- ・納付された広告掲出料(使用料)は還付しません。ただし、天災等広告主の責めに帰さない事由により広告掲出ができなかったときは、その全部または一部を返還いたします。

5 掲出できないもの

- ・法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- ・政治性のあるもの
- ・選挙に関するもの
- ・宗教性のあるもの
- ・意見広告
- ・個人または法人の名刺広告
- ・景観および風致を害するおそれがあるもの
- ・公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- ・その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると判断されるもの